（１）パブリックコメントの実施概要

■実施期間
令和7年2月28日(金曜日)～
令和7年3月25日(火曜日)まで

■応募資格者
- 市内に住所を有する方
- 本市に対して納税義務を有する方
- 市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体
- 市内の事業者又は事業所に勤務する方

■閲覧方法
- 石垣市公式ホームページで閲覧
- 窓口で閲覧
- その他(道路・施設課(市役所2階)、市政情報コーナー(市役所1階)、市立図書館、健康福祉センター)

■意見の提出方法
・電子メール、ファックス、郵送、窓口へ持参

「米原緑地利活用計画（素案）」に関するパブリックコメントの募集について

更新日：2025年02月28日

ご協力のお願い

石垣市道路・施設課では、米原緑地今後の継続的な施設運営と周辺環境との共存可能な利活用計画の策定を進めてまいりました。

このたび、「米原緑地利活用計画（素案）」について、市民の皆様からご意見を募集いたします。

ご意見のある方は、パブリックコメント記入用紙にご記入の上、下記のメールアドレス又はファックス、若しくは石垣市道路・施設課（市役所2階）まで提出ください。

◇実施期間

令和7年2月28日（金曜日）～令和7年3月25日（火曜日）まで

※郵送による提出は、締切日必着

◇応募資格者

- 市内に住所を有する方
- 本市に対して納税義務を有する方
- 市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体
- 市内の事業者又は事業所に勤務する方

◇閲覧方法

- 石垣市公式ホームページで閲覧　米原緑地利活用計画（素案）PDFファイル
- 窓口で閲覧

パブリックコメントの意見と対応について

石垣市

実施期間　：令和7年2月28日（金曜日）～令和7年3月25日（火曜日）まで
意見数　　：10件（2名）

No.	ご意見	市の回答
1	国立公園のあるべき姿として キャンプ場はP.3にあるように現在閉鎖されています（横から入れますが）。 もし貴重な自然や動植物を保護する目的ならば、訪問者のみならず、隣接する地元民たちの入場も禁止すべきであり、逆にそうでないならば、広く開放すべきです。 現状では隣接する民家から直接利用することが出来、駐車場で利益をあげるなど、私用地に準じるような不適切な運用がなされています。 これはただちに改善すべきだと考えます。	• 米原緑地については、西表石垣国立公園の「第2種特別地域」に指定されており、この基準に沿った管理保全に取り組むとしております。 • 立入り規制については、「特別地域」又は「特別保護地区」において、環境大臣の指定を受けたうえで、規制は可能となっておりますが、「人の立ち入りによって保護の対象となるものが、回復困難な影響を受けるおそれのある場合に、鑑賞の対象となる風景を保護する目的で、必要最小限の範囲を指定するものとする。」としており、米原緑地は第2種特別地域であること、隣接する米原海岸の来訪者が米原緑地を横断することが多々あること、本緑地内トイレ等施設の利用もあることなどから人の出入りは制限しておらず、また、特定の人を限定して出入りを規制するものでもございません。 • 緑地周辺の私有地については、その所有者が利活用するものであって、本緑地の保全管理において制限するものではございません。 • 本緑地においては、西表石垣国立公園の設置趣旨にのっとり緑地環境の保全に取り組むとしているところです。
2	交通アクセスについて 無料の駐車場が数台分（おそらく7～8台分）しかないため利用しづらいです。隣接する民間駐車場があるが、有料でありこのまま計画を進めると、特定の市民が民間業者に利益誘導することになり、税金の使い道として極めて不適切です。 十分な市営の駐車スペースを確保するように計画を改めて下さい。	• 米原緑地以前の米原キャンプ場として利用されていた際には、キャンプ利用者に限り敷地内に駐車を認めておりました。 • 本緑地、西側シャワートイレ棟付近に1か所無料駐車場が設置しております。 • 現在、維持管理車両や緊急車両以外の本緑地内への乗り入れは制限しており、西表石垣国立公園の設置趣旨にのっとり緑地環境の保全に取り組むとしているとこであり、引き続き制限は必要と考えております。なお、緑地周辺の私有地については、その所有者が利活用するものであって、本緑地の保全管理やこれに係る計画において対象にするものではございません。

<table>
<tr><th>No.</th><th>ご意見</th><th>市の回答</th></tr>
<tr><td>3</td><td>フローチャートで「地域・市民」の中で地域との意見交換会等で市役所から検討委員会（庁内関係課・課長クラス）や環境省の皆様も参加されてはどうでしょう。</td><td>・ 今後、緑地における利用ルールの策定を予定しており、その際には庁内関係課及び国や県など関係機関と協力しながら進めていく予定です。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>米原緑地利活用計画（素案）概要版から
アンケートでは休憩所（テーブルやベンチ）を調理棟の活用で出来ないでしょうか。</td><td>・ 緑地内の施設については老朽化が進み利用に危険が伴う施設もあり、緑地は利活用計画に基づき保全の方針のもと再編を予定しております。現在残っている炊事場については撤去する方針としています。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>課題1ではゴミ問題は利用者のマナーの悪さや、外国からのこられてた方は多少の考え方の違いなどがあると思いますが、ゴミを捨てるマナー違反は全国どの地域でもあります。私は米原ビーチでゴミ拾いをしますが、きれいな場所では誰も捨てません。でもマナーが悪い方が1つ捨てると、次々に捨てて行きます。
私はゴミを1つ見つけると必ず拾います。完全にとは行きませんがゴミを捨てる人が少なくなります。また、「ゴミを捨てるあなたの住んでいるところが見てみたい。住民より」と書いたポスターを張っています。少しでも捨てる人が少なくなればと思っています。ごみ問題は地域の美化を維持するためにも市と地域住民の連携が大事だと思います。（ゴミステーションがあればいいのですが）。</td><td rowspan="3">・ 来訪者のゴミ捨ての問題や地域の美化を維持するための対策、閑散期における防犯対策などには利用ルールの策定が必要であるとのご意見だと認識しております。
・ これまでの地域住民の方との意見交換などにおいても、米原海岸と連携した利用ルールの必要性が挙げられていることからも、米原海岸と一体で緑地の利用ルールの策定を国や県など関係機関と協力しながら今後取り組むとしております。
・ 頂いたご意見は、利用ルール検討の際の参考とさせていただきます。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>課題には載っていないですが、防犯では開園と閉園の時間や、11月から2月までの閑散期は閉園してはどうでしょうか。閉園時間や閑散期のゲートは現在の通りに施錠せずに、緊急時には対応出来るようにすることや、必要であれば巡回することで防犯になるのではないでしょうか。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>環境保全及び維持は現在ある「米原海岸利用ルール」を利用して緑地やヤシ林を組み入れて維持管理してはどうでしょうか。ヤシ林や緑地で虫取りをしている方をよく見ますが、天然記念物などを取っている方もいるかもしれません。「米原海岸・緑地公園利用ルール」はどうでしょう。</td></tr>
</table>

No.	ご意見	市の回答
8	アンケートの「緑地の良い点」では「トイレやシャワーがある」が80%で最も多いので施設を綺麗に維持管理してほしい。ただ、緑地のトイレは和式があるので洋式に出来れば、外国から来られた方に良いと思います。	• 緑地内の施設については、老朽化が進み利用に危険が伴う施設もあり、修繕にも多額の費用が必要となります。今後、緑地は利活用計画に基づき保全の方針のもと再編を予定しており、維持するトイレ等施設は、必要に応じて改修などを行い、適切な維持管理に取り組む予定です。
9	概要版にはなかったのですが、アンケート（3）の33ページと37ページでは交通手段に関する回答では「車（レンタカー含む）」90%で最も多く、37ページの②施設・整備について「市営の駐車場を整備してほしい」との回答がありました。また、27ページの現状では「交通アクセス」では「緑地の駐車場は、約60台の駐車スペースを確保しており、県道79号線からアクセスできる」「バリアフリー整備されたトイレが設置されている」「緑地内に駐車スペースがあり、車で入ることが出来る」とあります。 将来像には「駐車スペースの確保」を入れてほしいです。繁忙期になると民間の駐車場も満車になりそのため路駐があり危険です。また、警察にきてもらうこともありますが、違反にはならないので迷惑するところもあります。	• 米原緑地以前の米原キャンプ場として利用されていた際には、キャンプ利用者に限り敷地内に駐車を認めておりました。 • 本緑地、西側シャワートイレ棟付近に1か所無料駐車場が設置しております。 • 現在、維持管理車両や緊急車両以外の本緑地内への乗り入れは制限しており、西表石垣国立公園の設置趣旨にのっとり緑地環境の保全に取り組むとしているとこであり、引き続き制限は必要と考えております。 • 観光客の増加に伴うレンタカー利用も増加傾向にあり、本緑地だけでなく市全体で公共交通利用促進などとあわせた対応が必要だと認識しております。緑地においては、米原海岸と連携したとなった利用ルールの策定を今後予定しており、その中で路上駐車の問題等についても対応を協議します。
10	将来像方針3で「住民・事業者・行政等の連携（公民連携）に維持管理方法の検討」では地域住民や地域事業者を巻き込みながら地域の安全や自然を守ることを将来にわたって続けていけるように行政と連携し緑地の維持管理ができればと思います。また、色々な問題があると思いますが、地域に住む人々が解決出来るように対話や議論をしながら調和をとれるようにできればと思います。 また、3月23日の八重山毎日新聞にて、八重山ローカルSDGs推進協議会が開発を目指すアプリ「aniMa」を利用しながら地域特有の問題解決を行政と地域の連携で米原緑地の将来を築けたらいいいと思います。	• 方針3「住民・事業者・行政等の連携（公民連携）に維持管理方法の検討」を計画に位置付け、緑地を適切に維持管理する役割分担や体制を地域住民、事業者、行政等の連携のもと構築していきます。 • そのため、今後予定しております利用ルールの検討の際に、ご意見を参考に、公民連携による維持管理について地域の方や関係機関等を交えながら検討することを予定しております。